懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　兵庫県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　高島　　健
　登録番号　21476
　事 務 所　兵庫県神戸市中央区中町通２－３－８　香川ビル４階　あしたの法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成30年３月６日

平成 30 年３月 13 日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

鹿児島県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 30 年３月 28 日

鹿児島県知事　三反園　訓

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事業所の所在地

1　大隅半島レンタカー事業協同組合
　鹿児島県鹿屋市新生町24番22号
2　鹿児島県レンタカー事業協同組合
　鹿児島県鹿児島市加治屋町７番10号
3　垂水砕石協同組合
　鹿児島県垂水市二川564番地２
4　姶良輸送事業協同組合
　鹿児島県姶良市平松4069番地１
5　徳之島ダンプ協同組合
　鹿児島県大島郡天城町天城字石皿又1525番地１

〔教示〕

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。
2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、鹿児島県（代表者鹿児島県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。
3　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定35～55歳位の男性、身長162㎝、小肥、着衣は黒色半袖ポロシャツ、黒色長ズボン、黒色トランクス、黒色靴、遺留金品は黒色ショルダーバッグ、現金91円、ビニール袋２枚、ペットボトル１本、ライター１本、団扇１枚、ヒモ１本、ゴム紐１本、タオル１枚

上記の者は、平成29年８月１日午後３時16分、堺市堺区向陵東町三丁７番向陵公園芦ヶ池西側で発見されました。死亡は平成29年８月１日午前５時00分（推定）、発見場所に同じ。死因は縊頸による窒息。お心当たりの方は当市生活援護管理課まで申し出て下さい。

平成 30 年３月 28 日

大阪府　　堺市長　竹山　修身

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳未満の女性、身長・体重不明

上記の者は、平成29年12月16日福山市箕沖町の海中に沈没していた車両内等から、頭蓋骨等人骨の状態で発見された。死因は不詳。死亡日は平成20年１月22日から平成24年１月22日までの間と推定される。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市の納骨堂に安置しています。心当たりの方は、当市生活福祉課までお申し出ください。

平成 30 年３月 28 日

広島県　　福山市長　枝**廣**　直幹

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別男性、推定年齢45～75歳

上記の者は、平成26年７月３日山口県宇部市大字西岐波字椎ノ木590番地１所在の山林にて白骨死体として発見されました。死因について不明です。検視の結果、平成21年から平成25年頃までの間に死亡したと思われます。

遺体は、身元不明で引き取り者がいないため火葬に付し、遺骨を無縁墓地に安置していますので、心当たりのある方は当市役所生活支援課まで申し出てください。

平成 30 年３月 28 日

山口県　　宇部市長　久保田后子

無縁墳墓等改葬公告

小松市墓地（向本折）の整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墳墓として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 30 年３月 28 日　　石川県小松市

1．墳墓等所在地　石川県小松市向本折町坤１－１、坤１－２、坤１－３、坤１－４、坤１－５
2．墳墓等の名称　小松市墓地（向本折）
3．死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　外、計272基
4．改葬を行おうとする者　石川県小松市小馬出町91番地　小松市長　和田　慎司

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、岩手県県北広域振興局農政部に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 30 年３月 28 日

岩手県県北広域振興局長　八重樫一洋

記

農事組合法人川代養蚕組合
　岩手県久慈市夏井町夏井第23地割５番地
農事組合法人長和生産組合
　岩手県久慈市宇部町第４地割２番地の１
農事組合法人鶴飼肉牛生産組合
　岩手県九戸郡軽米町大字上舘第44地割３番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

青森県弘前市大字清原一丁目六番地二
有限会社サトウ産業
清算人　一戸　悟

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

岩手県久慈市湊町第一四地割一八番地の二
有限会社日當製材所
清算人　日當　榮吉